

第 24 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

日	時	平成19年3月19日（月） 午前10時～午前11時25分
場	所	大阪市長公館 1階 会議室

大阪市都市景観委員会（第24回）

1. 開催日時 平成19年3月19日（月）午前10時～午前11時25分

2. 開催場所 大阪市長公館 1階 会議室

3. 出席者（敬称略）

（1）都市景観委員会

委員長 三 輪 雅 久

委員 荻 原 明 則

田 端 修

中 原 茂 樹

鳴 海 邦 碩

渡 邊 英 一

（2）市 側

梅 村 住宅局建築指導部建築企画課長

植 木 教育委員会事務局生涯学習部研究主幹

田 中 建設局土木部長

平 尾 建設局管理部路政課長

藪 内 港湾局臨海地域活性化室開発調整課長

花 淵 交通局建設部建築課長

箕 田 計画調整局長

北 村 計画調整局計画部長

事務局（計画調整局） 井 上 開発企画部地域計画担当部長

坊 農 開発企画部都市デザイン課長

高 林 開発企画部都市デザイン課長代理

林 開発企画部都市デザイン課担当係長

野 副 開発企画部都市デザイン課担当係長

4. 会議次第

（1）開 会

（2）議 題

1) 経過報告

大阪市景観形成推進計画（案）に関する意見募集の結果について

2) 審議事項

大阪市景観形成推進計画の策定について

都市景観資源の発掘と登録ならびに景観重要建造物・樹木について

3) 報告事項

（仮称）大阪市景観計画に基づく届出の手引きについて

御堂筋地区景観協議会について

(3) 閉 会

[配付資料]

- 資 料
- 1 大阪市景観形成推進計画（案）に関する意見募集の結果について（市民等の意見の概要と大阪市の考え方）
 - 2 大阪市景観形成推進計画（案）
 - 3 都市景観資源の発掘と登録ならびに景観重要建造物・樹木について
 - 4 （仮称）大阪市景観計画に基づく届出の手引き
 - 5 御堂筋地区景観協議会について

- 参考資料
- 1 パブリックコメント冊子（大阪市景観形成推進計画（案）に関する意見募集について）

5. 議事の概要

○事務局（坊農課長）

出席確認、開会挨拶、資料確認

○三輪委員長

それでは、本日の会議に入らせていただきます。

最初にちょっとお断りさせていただきますが、実は、皆さんお忙しい中をやりくりをしてお出席いただきありがとうございます。ただ、定足数から申しますとちょっとお2人だけ足りませんので、一応、もし、この会議の途中でもご出席いただけて、定足数に達しましたら本日の会議は有効に成立したということになるんですが、そうなりませんときには、今日ご欠席の委員さん方も、特にこれは委任状などの制度はございませんけれども、一応ここで委員会としては委員会協議会のような形で議事はこなしておいて、後ほどご欠席の委員さん方の了承をいただいて、本日の議決あるいは公告受理という、そういうことにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解いただきたいと思っております。

それでは、今日の1番の経過報告でございます。

今日の議事録署名人、これは中原委員にお願いすることになっております。それからもう1人は岩井委員の予定でしたが、まだ来られていませんのでどなたにいたしましょう。

○事務局

田端先生です。よろしくお願いいたしたいと思っております。

○三輪委員長

それではお願いします。

それでは議事次第の1番からやらさせていただきます。

経過報告。大阪市景観形成推進計画（案）に関する意見募集の結果について。これは、前回の委員会で一応ご承認いただきました原案を基にしまして、パブリックコメントをおやりになっております。その結果を踏まえて、本日の議案として提出され、2番の議案になります。景観形成推進計画、これができあがってきております。その計画をどうぞご報告ください。

○事務局

（資料1及び資料2の説明）

—説明途中で—

鳴海委員が到着。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。ただいま、1番の経過報告、パブリックコメントをこういう形でおやりになったという、その結果こういう成果があったと。それからそれを取り入れて原案の修正、加筆、それからもう1つの、それと別に時点修正といいますか、事態が、御堂筋あたりがいろいろ進んでおりますので、その所要の修正をおやりになったのが本日の議案の審議事項の1番であります、本日の資料の2でございますね、これができたと。それから、その具体的な景観形成推進計画の中身のご説明をいただきました。

以上につきまして何かご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。

大分いろいろコメントをいただきまして、それからパブコメの中でも具体的な指摘を随分いただいたので、わかりやすくなってきたかと、滑らかになってわかりやすくなったと思います。それから本日の議題の中身はこの写真の2ページのところに、枠で囲った分がございます。これが今年度も入れて向こう3カ年間にこれをやりますという、その枠組みでございます。それがこの冊子になってるわけでございます。それで、表にも18年度～20年度と、3カ年度ということが掲げてございます。

○荏原委員

大変小さいことで。別に文章的に問題ないんですが、ちょっと表現として気になったものですから。

27ページの一番下の行でございまして、美観地区についての説明でございまして、「美観地区条例がなく、建築制限がなかったことから、法的な影響はありません。」、確かにこれで間違いじゃないんですが、何かちょっと奇異な感じがいたしまして、このままであれば、むしろ建築制限はなかったという文章にしておいた方がよかったかというふうに思っております。法的影響がないことは当然なんですけど、文章としてはちょっと奇異に感じましたので。それが私のコメントです。

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。趣旨、おわかりでしょうか。

○事務局

はい、その点につきましては再検討をさせていただきます。ただ今のご意見も十分踏まえて最終の案を固めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三輪委員長

他に何かございませんでしょうか。

美観地区の絡みのところちょっと難しいですね、制度の方が。地区の指定がかつてあって、ただ条例がなかったという、長年にわたって条例がなかったといいます。その経緯を説明していると、また大変長くなるな。

○鳴海委員

5 ページ目の御堂筋地区景観協議会で平成18年12月に組織したってなってます。それで後の用語のところには設立したとあるんですけど。協議会はどっちがいいんでしょうか。

○事務局

法文等では組織することができるというふうに表現なっておりますので、組織するというような形での統一を図ってまいりたいと思います。

○鳴海委員

ということは、組織するのはどこが組織するのですか。

○事務局

組織できますのは、景観行政団体、あるいは景観整備機構等が組織することができると。関係者といたしまして、地域の住民の方ですとか関係行政団体をその組織の中に加えることができるという形での表現になっております。

○鳴海委員

細かいですけど、平成18年12月に組織された御堂筋地区景観協議会とした方がいいんじゃないですか。

○三輪委員長

5 ページの上から3分の1ぐらいのところの記述ですね。

○鳴海委員

それに用語の解説の方も合わせた方がいいんじゃないかな。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。事務局、今のご意見受けてくれますか。

○事務局

はい、わかりました。用語の方も「設立」の言葉を「組織」という表現に統一するようにいたしてまいります。

○北村計画調整局計画部長

すみません。先ほどの美観地区の用語の話なんですけども、本編の方には美観地区という言葉が出てこないんで、用語としてここへ書いてますように、美観地区は過去、追加検

討させていただきますけれども、建築条例がなく建築規制がなかったと。で、この景観法の施行と同時に美観地区制度そのものがなくなりまして、私ども市の都計審の方で後で変更はしませんでしたが、制度がなくなったという報告をさせていただいて、現実には現在都市計画としては美観地区はございませんので、という意味で、ちょっとお取り扱いをさせていただきたいなと思っております。もし、載せるとしましても先ほどの建築制限がなかったということで終わるとちょっとしんどいんで、経過として、最後廃止したで終わらせていただければ、廃止されたと言いますか、27ページの方の実際されてきますと、市町村が云々とありまして、地域地区のことですが、大阪市では美観地区条例がなく、建築制度がありませんでした。なお、この美観地区については景観地区の創設に伴って廃止されまして、こういう表現にさせていただいた方がいいかなというふうに思っております。

○中原委員

11ページ、12ページの表の中で、1番(2)旧美観地区という説明がありますので。これをだからどうするかという話も絡んでると思います。もう外してしまうのか、あるいはここも外れるのかなという気もしますが、それもまたよろしくご検討ください。

○事務局

事務局といたしましては、北村計画部長から別途例のありました意見を踏まえながら、ここの部分については、整理をさせていただきたいと考えております。

○三輪委員長

事務局にお任せします、この話。

他に何か特にございませんでしょうか。

特にないようでしたら、一応本日の原案と、それからこの場で出ましたいろいろ修正のコメント、これを含めて本日この案で決める、景観形成推進計画はこれによるということを決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。それじゃ、これは資料の2は、これは本日の決定事項でございます。

続きまして、都市景観資源の発掘と登録ならびに景観重要建築物・樹木についてのお話をお願いいたします。

○事務局

(資料3の説明)

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。景観重要建築建造物、それから景観重要樹木と、この2つにつきまして、結局この景観形成推進計画の中を、これはこの次の段階へ進んでいくためのいろいろ準備をしておいでになるということのご報告でございます。

それからこれに関しましては、何人かの専門家がいろいろ部会をつくっていただいてアドバイザーをやっていただいておりますが、ちょうどここに田端委員、何かコメントございましたら、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○田端委員

部会の方ですね、正式な名称は「都市景観資源検討部会」です。何回か開かせていただきまして、今日説明をいただきましたようなところまで到達していますが、景観重要建造物・樹木の指定基準、これなかなか難しいなという感じになっておりまして、この資料の後ろから2枚目に景観重要建造物・樹木についてという頭のところの1番最後のところが「指定基準の策定に先立ち、登録有形文化財や保存樹等の中からケーススタディを行い指定基準の検討を行う」というようなことになってますが、つまりこういう指定基準をきちんと定める必要があるということで、今後、ケーススタディを進めながら、検討していきたいというふうに考えております。その際には、かなり多角的に検討をして回ってくるというふうに考えておりますので、まず、その基本的な考え方を事務局の方から資料等配付していただいて、説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○三輪委員長

事務局、今、後から配ったものの説明をしてください。

○事務局（野副係長）

（配布資料の説明）

○三輪委員長

部会の方で、こういう、要するに指定基準を相談しておられて、それでこれに基づいて具体的な建造物なり、樹木の資源の指定をやっていたらどうかというようなことで、今おやりになってるわけでございます。何かコメントがございましたら、どうぞ。先生、何かございますか。

○鳴海委員

今、いただいた資料で、1番目の黒ぶちのところ。地域の自然歴史文化生活云々、特性が立ちあらわれたと書いてあるんだけど、その2つ後に、歴史的、文化的価値を問うものでないというのが、なんか矛盾した感じしますけど。価値というのをどう捉えるかが問

題ですけど、やっぱり歴史、文化が反映されてることが必要と書いてあるんですよ。

○事務局

これは景観法が制定された経緯も関係してるのかもしれませんが、景観ということで、そこに1つ目のちょぼで書いてありますように、当該建造物の外観、外から見た外観について特性を有していることがまず条件として必要になるという改定、これは法の趣旨だというふうに考えております。先ほど説明いたしましたように、例えば文化財という、例えば屋内の部分の歴史的な価値等についてまで問うものではないと。あくまで景観というのは、建造物で申し上げますと外観であり、樹木とあると樹容という見え方ということが重要になってくるというふうに考えております。ちょっとここであえて3つ目のちょぼでお示ししておりますのは、文化財的などというような観点からのみで判断するといいますか、そういうものではないということをやっと強調しておきたかったということが、1つございます。

もう1つこの資料、今日の、もしご意見いただけたらというのは、例えば、後ろにも公共の場所から公衆によって容易に望見されると書いてあるんですけども、これはやはり具体化、今後していくケーススタディ等を行って、具体的な基準として考えていくときに、例えば見え方とか、道路からどの程度見えないといけないとか、そういうことを決めていく際に、何かちょっとアドバイス等をいただけたらということです。今日、当委員会での標準的な基準をお示ししておりますけど、これは具体的に落とし込んでいくときに何かいいアドバイス等いただけたらというのが、趣旨でございました。

○鳴海委員

だから歴史的、文化的価値を問うというの……、みなさんお分かりで作業されるんですから、結構ですけど、文化財的な価値を問うものではないとか、そういうのを認識しておいていただければそれで結構です。

○事務局

私ども、もちろん景観法とそれに基づく省令、それと国交省の運用指針等を大分めぐりながら、こここのところの表現も実は国交省の運用指針の方からもちょっと流用しておるんですが、それを読み砕いていくと、もちろん今、鳴海委員の方からご指摘どおり、景観というのは自然、歴史、文化等の外観が景観上、特徴を有しというようなことが書かれております。それも、末の方の文になるんですが、ここに書いたとおり当該建築物自体が歴史的価値や文化的価値を問う趣旨でないものであることを留意する必要があるという念押し

文面がございまして、それ私ども読む限りにおいては、もちろん景観形成においてはそういったものの自体の歴史性、それから文化性、いろいろなことを勘案して、その景観としての位置づけをする必要があるんですが、その内面的なというふうな捉え方を私どもの方ではやっております。内面的な学術的価値云々について、立ち入る範囲ではなくて、そういったものが自然、歴史、文化、それから都市生活上の外見上の形態というような面を指しておるといような、理解しております。

○鳴海委員

それに関連して、樹木の方ですけれど、浪花百景とか名勝、いろんな説明書、図絵とかそういうのに、昔あった樹木が、今どうなっているかとか、そういう研究されている方もいますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

○中原委員

今の関連ですが、資料3の方、先ほどちょっといただきました、後ろから2枚目の景観重要建造物・樹木についての資料の1)の(1)指定方針というのがありまして、その次、指定方針というところに、「景観重要建造物 ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物」そういう書き方があって、これと先ほど説明していただいている歴史的、文化的価値を問うものではないことという、なかなか、一見ちょっと話が繋がり難いという感じがあります。もう少し書き方といいますか、何らかの整理をしていかないといけないかという感じもしますね。感想ですが。

○事務局

ただ今のところ、確かに景観計画の中で指定方針の中でそういう書きぶりのところがあるんですけど、この、今申し上げた、田端委員からのお話ございました、歴史的、文化的価値が高いと認められる建造物とそれから地域の景観を先導し、また継承し特徴づけている建造物というところの、実はこの前に、枕言葉に、指定方針の中には、その上の方にも書いておるんですけど、本市の良好な都市景観を形成する上で特に重要でありという、ちょっと枕言葉が実は入っております、そのものの中のうち、歴史的・文化的価値が高い、あるいは地域の景観を先導しという表現をしておりますので、その①だけを捉えますと、ちょっと文化財的とかそういうものがイコール景観重要建造物という形に見られるのではないかという表現に勘違いをしやすいんですけども、実はその前にちょっと枕言葉があるということだけ、ちょっと申し上げさせていただきます。

○荏原委員

はい。今の点について少し質問なんですけれども、この基本的な考え方というのは、これは外部に出るんですかね。というのは、極めて法律式な話をいたしますと、採用基準ですとか、審査基準は基本的に公表するとの理由づけがあり、公表しますので、その際に一見矛盾したようなものが出ると極めて市民としては分かり難いわけです。その点で言いますと、もうちょっとご整理いただければというふうに考えます。さっきのお話ですけど、今ご説明いただきました景観重要建築物・樹木についての指定基準の場合もそうですけど、これも少しお考えいただければというふうに思っています。これがまず第1点です。

もう1点ちょっと違う点ですが、実は、資料3の1番最初のページを拝見いたしますと、景観資源の発掘と登録の方で、公共施設とか眺望点について指摘がございまして、ただ、これについては、そこは全然説明がないんですけれども、これはどういうふうに考えたらいいのかが、もう1つの点です。

それから、特に眺望点で考えますと、こういう、先ほどもちょっとあったんですけど、この重要建築物ですとか、もしくは重要樹木に関しまして、どこから見るかという点が、多分重要なポイントかというふうに思ってます。もちろん、道路上から見るのがいいのかもしれないませんが、例えば先ほどの話ですと、社寺林ですと、中に入ってみるべきと前提にしたような文章がございましたので、そうするとどこをポイントにして見るかという点もぜひお考えいただければというふうに思ってます。

それからもう1点は、そういうところに関するアクセスの問題がうまくできるかどうかぜひご検討いただければというふうに思ってます。以上です。

○北村計画調整局計画部長

今、荏原先生からご指摘になりました点で、私も非常に大事だなと、第1点目なんですけれども、指定する景観重要建造物と樹木ということにつきましては、先ほど文化的、歴史的価値の云々とございましたけども、1人、所有者だけがそう思っているのか、万人がそう思っているのかというところが非常に大きな指定に関しての基準作りのポイントになってくるかなと思っております。私ども計画調整局の中では都市計画をあくからせていただいているセッションでございますけども、そのセッションで申しますと、この1歩上の景観地区の指定、都市計画法の地域地区で指定ができます景観地区については、エリアをある程度広くとりながら、かつ都市計画法で求められております法的な、例えば公衆縦覧の制度とかを経まして、言ったら世論の反映といいますか、そういったものができるわけなんですけども。この指定の景観重要建造物と樹木については、その景観地区を外れたところで

のポイントポイントでの景観形成を1つのツールとして位置づけられるものかなと思って
おります。それだけに余計きめ細かなといいますか、より詳細な審査基準というのが必要
になってまいりますので、とりわけ後ろから2ページ目のところ、先ほどから議論ありま
したところで、相続税の評価において、その評価価値が、これは国税庁との協議というこ
とになってまいりますけれども、決められてくるという、ある意味では実利面での効果と
いうんですか、そういったことが出てまいります。

従いまして、今後の検討の中で景観委員会の諸先生方にも法的な部分というのを制度設
計と、一言で申しますとそういうことなんですけども、それについてまたいろいろ、悩み
ごとといいますか、ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお
願いいいたします。

○三輪委員長

事務局、何かありますか。よろしいですか。

これは、何ていいますか、本日成案は作るということではなくて、こういう経過で今作
業中であると、その途中の段階でいろいろアドバイスがあればいただきたいというのがこ
の趣旨でございます。

○事務局

委員の先生方からアドバイスをいただいたことを踏まえながら、実際の指定に当たりま
しては、制度設計をもう少し詰めないといけない部分が多々あるようでございますので、
そこをもう少し詰めてまいりたいと思います。

○鳴海委員

以前、他の地域でやったときに、個人の庭に、例えば桜の木があって、花が咲く時は無
料公開という、そういうのを精選されてきて、どっちにしようかといろいろ議論した経験
があります。多分そういうの出てくるんじゃないかなと思います。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。いろいろまたアドバイスを引き続きいただきたいと思
いますが、この議題はこの辺で終わらせていただきます。よろしゅうございますか。

それではその次、報告事項でございます。

まず、大阪市景観計画に基づく届出の手引きについてというのがございましょう。これ
はマニュアルの見本になっているんですけど、見本刷りができておりますので、これを説
明してください。これは報告事項ということで、この委員会がこれを監修したとかという

ようなことではございませんので、どうぞ。

○事務局

(資料4の説明)

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。これはご担当の方、それからもう1つは景観整備機構の都市工学情報センター、そちらの方で専門の委員会などをおつくりになって、まとめておいでになるということでございます。何か、特にお気づきの点などあれば、コメントいただきたいと思います。

○荏原委員

すみません。ちょっと気になったんですけども、これは他部局との関係で、問題かもわかりませんが、11ページに「届出行為概要書閲覧申請書」というのがございまして、これ、情報公開上載することからいくと、こういう、これでできるのか、左側の「届出行為概要書」ですから、この概要書のこのくらいの情報をあえてこういう申請書を出して、なおかつ理由を書かせているというのは、情報公開条例との関係で問題ないですか。そういう質問です。情報公開からいうと、このくらいの情報であれば、多分、わかりませんが、このくらいの情報であれば条件つけずほとんどフリーパスで見られるのではないかと思うんですが、あえて情報公開条例とは違ったシステムをつくってこういうふうにする必要があったのかどうか、この点はもう一遍問いかけようと思っております。これを検討いただければ結構ですので、ちょっとお考えいただければと思っております。

○事務局

こちらの方の申請書をつくる際に総務局の法務担当の方と、今ご心配されてる点については調整をさせていただいております。

その中で、この条例の中で、これを定めておるんですけども、ここで当初、備考のところに、ここに隣地に建物が建つのかどうかということを書いているんですけども、当初別の欄を設けようとしてございました。ただ、それをすると、やっぱり今ご心配されてる分がございまして、それはできないよという、そのときにご指摘を受けまして、備考欄ということの中に設けて、これは強制ではなくてもしよろしければという形の表現とさせていただいてるところでございます。

○荏原委員

わかんないです。

○三輪委員長

一遍、ちょっとチェックしてください、そこは。

○事務局

すみません。今の内容、こちらも調整中ですが、今、先生の、委員のご意見等を伺いながら、もう一度ちょっと詳細の方、運用の仕方とか検討したいと思います。すみません、またご助言いただきに寄せていただきます。

○三輪委員長

よろしゅうございますか。これもつまり、これが完成原稿であるという意味の審議でございませぬので。お目にかけるといふ、見ていただくといふ。

○事務局

はい、経過報告という状況です。

○三輪委員長

はい。じゃ、これは終わらせていただきます。

この次、御堂筋地区景観協議会について。その後の具体の進展がちょっとございました。これはどなたが。

○事務局

(資料5の説明)

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。ただいまのような経過で着々と進んでるようでございます。何かコメントございませぬでしょうか。特にならぬようでございましたら、一応こういふことだといふことで、ご承知おきいただきたいと存じます。

一応、今日の予定案件は以上でございますが、このあたりで会議は終わらせていただきたいと思ひます。本日の議題の1番でございますね、景観形成推進計画、これのちゃんとした議決になるように、本日、ご欠席の委員さんにちゃんと手続を取りたいと思ひますので、これは委員長にお任せいただきたいと思ひます。

○事務局

どうもありがとうございます。今、委員長がおっしゃいました手続を、事務局の方としてきちんとさせていただきますして、景観形成推進計画については、策定へと進めさせていただきますたいと思ひます。

委員長、大変ありがとうございます。

本日の長時間熱心なご審議、また、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。委員会の中でいただきました貴重なご意見、ご示唆につきまして、それらを踏まえまして手続きを進めながら、また今後検討を進めていけるものにつきましては、検討を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後に、本委員会閉会に当たりまして、計画調整局長の箕田から一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○箕田計画調整局長

年度末のお忙しいところ、本当に今日はありがとうございます。熱心なご審議いただきましてありがとうございます。ご挨拶ということなのですが、お礼を兼ねまして、ちょっと時間をいただいて、今後の考え方についてお話をさせていただきたいんですが。

本日、景観形成推進計画について、ご議論をいただいたわけですが、振り返りますと平成16年6月に景観法が公布されまして、その基本的な活用を盛り込んだ景観政策の施策のあり方についてということで、平成17年9月に本委員会に提言をいただいたわけでありまして。この提言を踏まえながら、先生方の力をお借りしまして、景観形成の基本目標と基本方針ということで、大阪市の景観計画、これを平成18年2月に作成をするのと併せまして、景観条例の改正を行いまして、ともに平成18年4月からの施行をさせていただいたわけでありまして。平成18年4月からは本日の景観形成推進計画につきまして、専門部会で数度にわたってご審議をいただきまして、年度内策定に向けて目処が立ってきたということでございます。

このように施行後の短い時間の中で今日の景観形成に関わる基本的な制度、あるいは枠組みを整えることができました。本当に三輪委員長初め、委員会の、あるいは専門部会の先生方のご尽力だということで、本当に厚く御礼を申し上げたいと思っております。

今後はこの景観計画並びにこの推進計画に基づいて御堂筋だとか、水の都、あるいは大川、中之島、こういった都市の顔づくり、こういったものを進めるとともに、地域住民や区役所などとも連携をして、市民の日常的な生活の場としての景観づくり、これに取り組んでまいりたいと考えております。

実は、私、この3月で退職をいたしますので、特にこの地域住民や区役所ということについてお話をさせていただきたいんですけど。

計画調整局の最近の動きを見ていただきますと、北ヤードだとか非常に大規模開発が中心に目立った活動をしております。これは私、前の岩本局長の口癖をずっと引き継いで来

ているんですが、市政改革とって、大阪市が随分大変な時期だったんですが、岩本局長は「明るい話題はとにかく計画調整局から」、こういうお話をいただきまして、そんなこともあって都市再生という流れで大規模開発というのが、私どもの仕事の前面に出ておったと思うんです。

私どもはそういった意味で都市再生緊急整備地域ということで、都心を中心にしてそういったことをやってきたんですが、実を言いますと、私どもの局のマニフェストと申すか経営方針、これは18年度に作ったんですが、もう1本の柱がございまして、やはり地域に密着したまちづくりというのが、大きな柱だと私も思っておりまして、当然、これまでもそういうことは申しておったんですが、少しお題目と申すか、書かれておったというに過ぎなかったと思うんですが、今後はそれを具体化していく必要があるということで、来年度は、実は建築指導部がうちの局へ戻ってまいります。それとまちづくり支援課というのがありまして、これは地域のまちづくりの研究と申すか、いろいろ地域で勉強していただくための助成をしているような制度なんですけど、これも私どもの局に戻ってまいります。

従いまして、区役所と連携をするということを非常に強く私も意識をしております、ご存じかと思いますが市政改革の中で区の権限の強化というのがございまして、区に権限を委譲していくと。ですから予算も含めて随分区に権限を渡そうということで、勉強を区政改革の中でしているんですが、これは実は、区の方の体制を含めて、まだ十分体制が整っておりません。これは市の当然、市民局が中心になり、また経営企画室と一緒にやっているんですが、体制が今後そういった形で、大いに強化されると思います。

特に、わがまちビジョンというのを、これは私どもの局がいろいろサポートして、このように作ってるんですが、それをベースに今日の旭区のお話もございましたが、ああいう具体的な動きが本当に出てまいっております。で、大いに私どもが勉強してまいります、この景観問題、これは本当に地域のきめ細かい部分が大事です。

それとバリアフリー、ちょっとこの会議とは直接関係ないですが、何らかの間接的に関係はするだろうと思うんですけど、そういうバリアフリー、あるいはウォーターフロント、こういった水辺のあるところはそういったことですね。そういったところのきめ細かい部分をぜひ、そういう大規模開発に対して充実をしていくということ、体制と予算と申すか、制度そういったことを含めてぜひやっていきたいなど、今思っております、今日の手引の問題だとか、景観協議会の問題だとか、そういうことも含めて今後はぜひ、

こういった大規模開発と申しますか——大規模開発というのは言葉は良くないですが、都市を再生してプロモーションしていくための大きな動きと、それからこういった規制誘導ということではないんですが、きめ細かいまちづくりを適切な規制誘導で、誘導していくということを両立させながら、今後、計画調整局で進めてまいりたいと思っております。

そういった意味で、今後とも本日の景観形成に対するご支援を引き続きお願いいたしますとともに、委員の任期中の皆様のご協力に本当に感謝をいたしまして、最後のご挨拶とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○事務局

以上で、これもちまして、本日の第24回都市景観委員会を閉会とさせていただきます。どうも、本当にありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

中原 茂 樹

㊞

大阪市都市景観委員会委員

田 端 修

㊞